

第2節 いきいきと暮らすための自立と社会参加の促進

I 教育・育成

1 障がい児支援の充実

現状と課題

- 障がいのある子どもに対しては、できるだけ早期に、特に発達期にある乳幼児期に必要な治療と指導訓練を行うことによって、障がいの軽減や基本的な生活能力の向上を図り、将来への社会参加へとつなげていく必要があります。
このため、健康診査等により早期発見を図るとともに、障がいの程度に応じ、適切な療育を実施する体制の整備を図ることが重要です。
- 子育てに係る相談機能や情報提供の充実、子育てを支援する地域づくりなど様々な施策をより効果的に推進するための拠点施設づくりを行っています。
- 本市では、保育所や幼稚園において、受け入れ可能な障がいのある子どもに対する障がい児保育を実施しており、年々そのニーズは高くなっています。
障がいのある子どもの療育の場として、市立では児童発達支援センター「旭川市愛育センターみどり学園」及び「旭川市愛育センターわかくさ学園」、児童発達支援事業所「旭川市こども通園センター」があります。
- 障がいのある子どもに対する支援を行うためには、乳幼児期から学校卒業後にわたって、保健、医療、福祉、教育等の関係機関が連携をとりながら障がいのある子ども及びその保護者に対する相談及び支援を行うことが重要であり、そのためにも連続した相談支援体制を整備することが必要です。

施策の方向

就学前の障がいのある子どもへの療育は、次のライフステージに向けてのスタートラインと位置付け、障がいの程度に応じたきめ細やかな相談・支援を行います。

具体的施策

(1) 相談体制の充実

できるだけ早期に乳幼児期に必要な治療や指導訓練につながるよう、発達の遅れが疑われる子どもを持つ保護者からの相談に対するカウンセリング機能

を充実します。

また、平成 28 年 4 月に開設した旭川市子ども総合相談センターにおいて、子どもの発達や子育て、学校生活に関する相談に総合的に対応し、相談体制の充実を図ります。

(2) 障がい児保育に従事する保育士等の資質の向上

障がい児保育に従事する保育所や幼稚園の保育士等の障がいに対する理解を深め、行動の意味をくみ取りながら適切に対応できるよう、研修や講演会等への参加を働きかけます。

(3) 関係機関との連携の強化

特別な支援を必要とする子どもに発達支援を行うため、保健、医療、福祉、教育等の関係機関、発達障害者支援道北地域センター、家族会等との連携を強化し、関係機関の相互理解と地域療育の向上を図ります。

(4) 療育機関の専門性の向上

早期療育機関である旭川市愛育センターと旭川市こども通園センターは、一人一人のニーズに応じた適切な支援を行います。

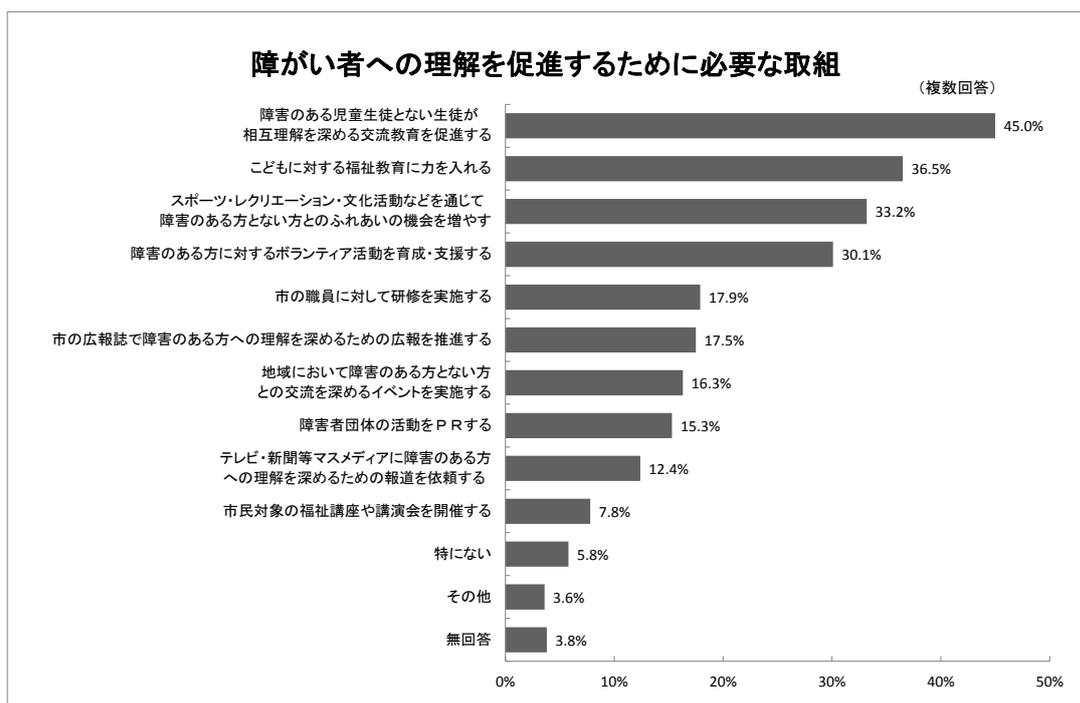
(5) 療育体制の整備

乳幼児期から一貫した支援体制がとれるよう、保健・福祉・教育の役割と機能を踏まえ、それぞれ連携しながら支援を行っていきます。

2 学校教育の充実

現状と課題

- 障がいのある子どもについては、その能力や可能性を最大限伸ばし、自立して社会参加するために必要な力を培うため、一人一人の障がいの程度に応じ、きめ細やかな教育を行う必要があります。このため、障がいの程度等に応じ、盲学校、聾学校、養護学校、小・中学校の特別支援学級及び通級指導教室において特別な教育課程のもと指導が行われており、また、教材や施設、設備等の教育環境についても障がいに配慮した整備が図られています。
- 障がいのある子どもが障がいのない子どもや地域の人々と交流することは、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていく大切さを学ぶ重要な機会であり、すべての子どもの社会性や豊かな人間性を育む上で大きな意義があります。



資料：第3次旭川市障害者計画の策定に関する市民アンケート調査

- 子育てに係る相談機能や情報提供の充実、子育てを支援する地域づくりなど様々な施策をより効果的に推進するための拠点施設づくりを行っています。
- 北海道に対し、全市を挙げて誘致活動を行っていた北海道旭川高等支援学校が、平成28年4月に開校しています。

施策の方向

障がいのある児童生徒に対して、一人一人の障がいの状態等に応じたきめ細やかな教育や指導を行います。

具体的施策

- (1) 相談支援体制の充実（新）

平成28年4月に開設した旭川市子ども総合相談センターにおいて、子どもの発達や子育て、学校生活に関する相談に総合的に対応し、相談体制の充実を図ります。
- (2) 教員の専門性と資質の向上

障がいの重度・重複化や発達障がい等、子どもの特別な教育的ニーズに応じ

た多様な教育を充実させるため、専門研修や職務や役割に応じた多様な研修の実施など、教職員に対する専門性と資質を一層高めるための取組を推進します。

(3) 社会への移行支援

高等養護学校や養護学校高等部の卒業生の多様な進路を確保するため、学校と行政等の連携の強化を図ります。

(4) 特別支援学級や通級指導教室の充実

障がいのある児童生徒一人一人の障がいの状態等に応じた指導を行うため、障がい種別に応じた特別支援学級の整備に努めます。

(5) 福祉出前講座の実施

障がいのない児童生徒が障がいや障がいのある人について理解と関心を高め、思いやりや社会奉仕の心を育むことができるよう、障がいのある人が自らの体験や障がいについて講話を行う福祉出前講座を実施します。

(6) 交流教育の推進

障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が自然に交流できる教育を推進します。

II 雇用・就労支援

1 障がい者雇用の促進

現状と課題

- 障がいのある人の雇用については、障害者雇用促進法に基づき、民間企業、国及び地方公共団体等は一定割合以上の障がいのある人を雇用しなければならないこととされています。

一般の民間企業における障がいのある人の法定雇用率は2.0%で、本市における実雇用率は、平成25年が2.05%、平成26年2.07%、平成27年1.99%となっています。

また、本市における法定雇用率達成企業の割合は、平成25年が56.6%、平成26年55.6%、平成27年56.7%となっています。

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく雇用率

(平成25年4月1日以降適用)

民間企業	2.0% (50人以上の規模の企業)
国・地方公共団体・特殊法人等	2.3%
都道府県等の教育委員会	2.2%

民間企業における障がいのある人の雇用状況

(各年6月1日現在)

		企業数 (企業)	対象労働者数 (人) (注1)	障がい者数 (人) (注2)	実雇用率 (%)	法定雇用率 達成企業の 割合(%)
旭川市	平成27年	187	25,544.0	508.5	1.99	56.7
	平成26年	178	24,386.0	505.0	2.07	55.6
	平成25年	175	24,180.0	496.5	2.05	56.6
北海道	平成27年	3,209	586,690.0	11,412.5	1.95	49.9
	平成26年	3,179	583,833.5	11,101.0	1.90	47.6
	平成25年	3,124	567,372.5	10,492.5	1.85	45.6
全国	平成27年	87,935	24,122,923.0	453,133.5	1.88	47.2
	平成26年	86,648	23,650,463.5	431,225.5	1.82	44.7
	平成25年	85,314	23,213,401.0	408,947.5	1.76	42.7

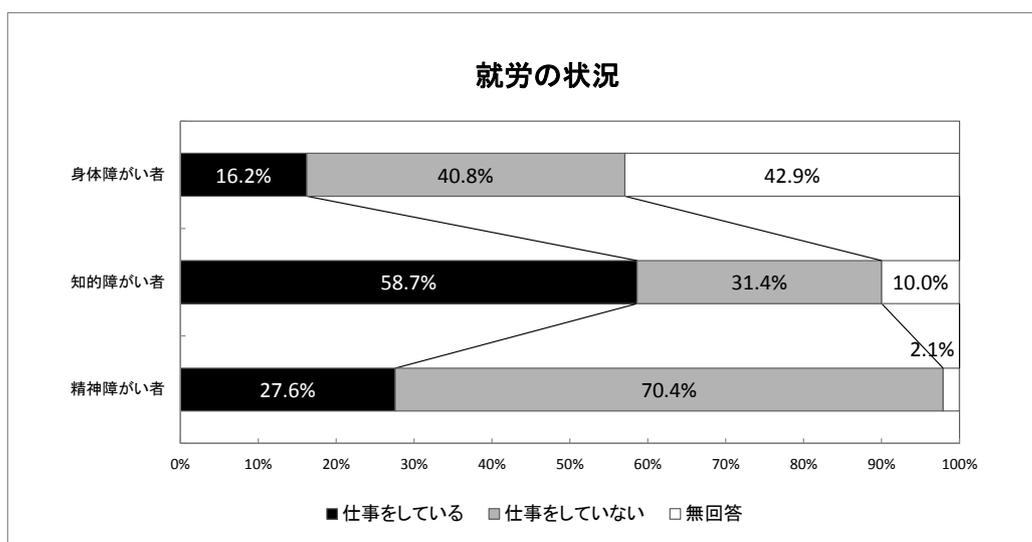
資料：北海道労働局

(注1) 「対象労働者数」とは、常用労働者総数から除外相当数（身体障がい者及び知的障がい者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得

た数)を除いた法定雇用障がい者数の算定の基礎なる労働者数である。

(注2) 「障がい者数」とは、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障がい者及び重度知的障がい者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。

- 障害者アンケート調査で、「仕事をしている」人は、身体障がいのある人では16.2%、知的障がいのある人では58.7%、精神障がいのある人では27.6%となっています。



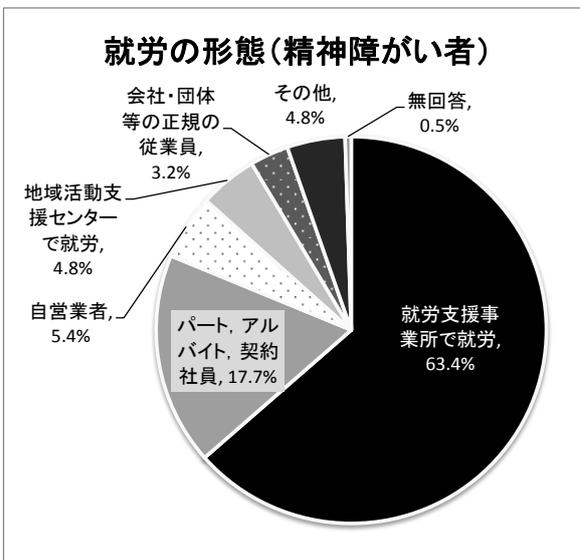
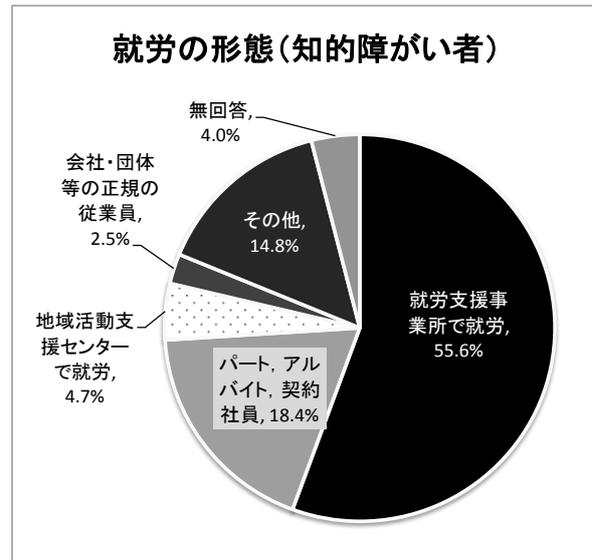
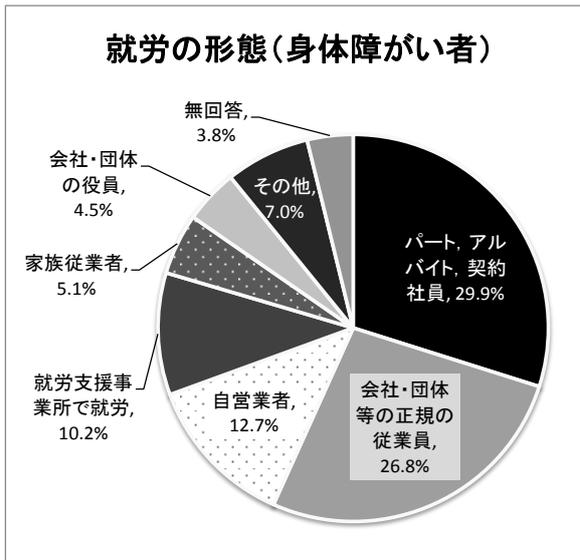
資料：第3次旭川市障害者計画の策定に関する障害者アンケート調査

- 就労形態としては、身体障がいのある人では「パート、アルバイト、契約社員」が最も多く29.9%、次いで「会社や団体等の正規の従業員」26.8%、「自営業者」12.7%の順となっています。

知的障がいのある人では「就労支援事業所で就労」が最も多く55.6%、次いで「パート、アルバイト、契約社員」18.4%の順となっています。

精神障がいのある人では「就労支援事業所で就労」が最も多く63.4%、次いで「パート、アルバイト、契約社員」17.7%の順となっています。

おおむね、身体障がいのある人は、企業等で就労する人が多く、知的障がいのある人や精神障がいのある人は、障害者就労施設等のいわゆる福祉的就労の場が多くなっています。



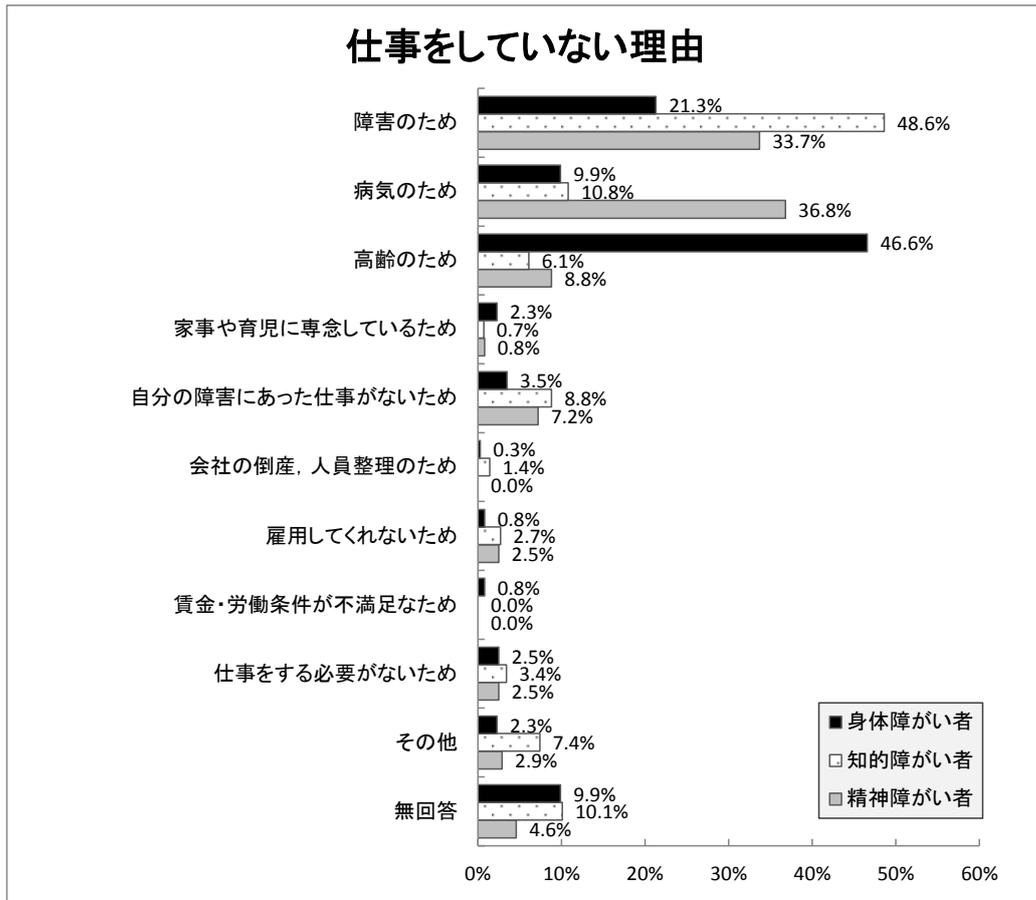
資料：第3次旭川市障害者計画の策定に関する障害者アンケート調査

○ 仕事をしていない理由としては、身体障がいのある人では、「高齢のため」が最も多く46.6%，次いで「障害のため」21.3%，「病気のため」9.9%の順となっています。

知的障がいのある人では、「障害のため」が最も多く48.6%，次いで「病気のため」10.8%，「自分の障害にあった仕事がないため」8.8%の順となっています。

精神障がいのある人では、「病気のため」が最も多く36.8%，次いで「障がいのため」33.7%，「高齢のため」8.8%の順となっています。

いずれも仕事をしていない主な理由は「障害のため」が上位となっていますが、一人一人がその能力を発揮して働くことができるよう、障がいの種別や程度に応じた対策を講じることにより、障がいのある人の就労は改善されるものと考えます。

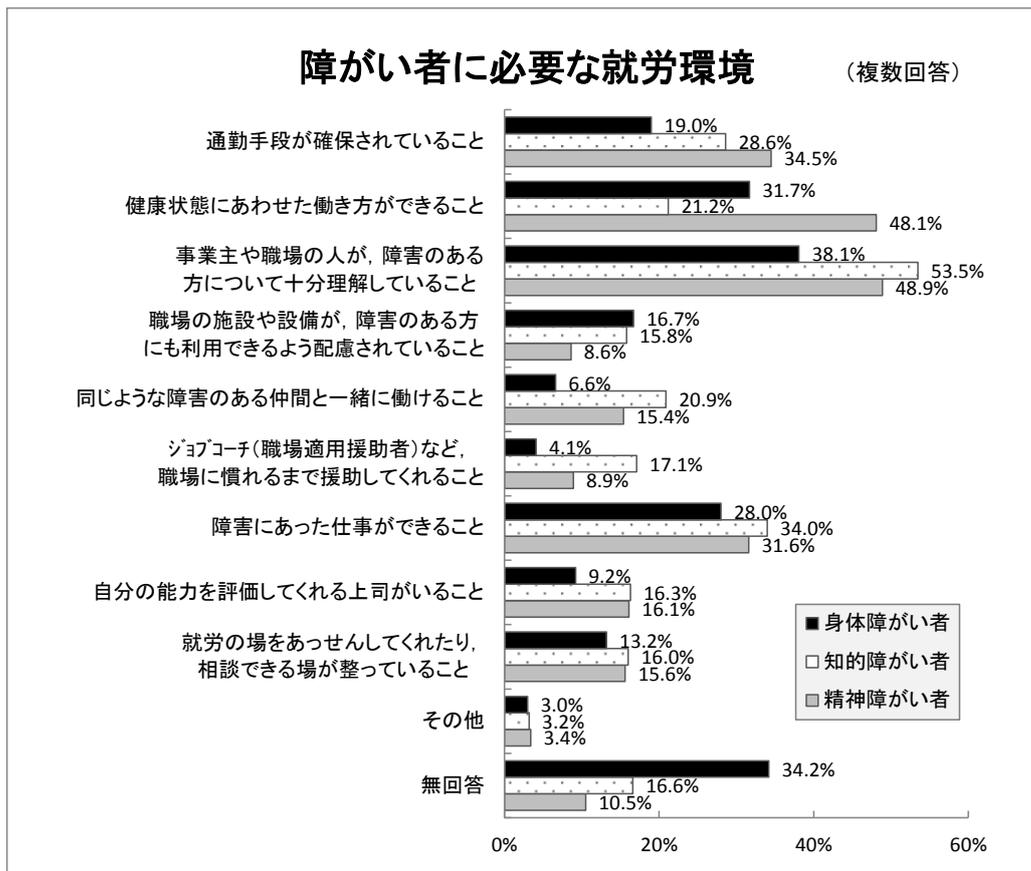


資料：第3次旭川市障害者計画の策定に関する障害者アンケート調査

○ 障がいのある人が仕事をする上で大切な環境としては、身体障がいのある人では、「事業主や職場の人が、障害のある方について十分理解していること」が最も多く 38.1%，次いで「健康状態にあわせた働き方ができること」31.7%，「障害にあった仕事ができること」28.0%の順となっています。

知的障がいのある人では、「事業主や職場の人が、障害のある方について十分理解していること」が最も多く 53.5%，次いで「障害にあった仕事ができること」34.0%，「通勤手段が確保されていること」28.6%の順となっています。

精神障がいのある人では、「事業主や職場の人が、障害のある方について十分理解していること」が最も多く 48.9%，次いで「健康状態にあわせた働き方ができること」48.1%，「通勤手段が確保されていること」34.5%，「障害にあった仕事ができること」31.6%の順となっています。



資料：第3次旭川市障害者計画の策定に関する障害者アンケート調査

- こうしたことから、障がいのある人にとって必要な就労環境は、事業主や職場の人が障がいのある人の雇用について十分な理解を持つとともに、障がいのある人が障がいや健康状態にあった働き方ができることにより、障がいのある人の雇用が図られ、職場への定着が促進されるものと考えます。また、就職や職場適応の就業面の支援だけでなく、生活習慣の確立や日常生活の管理などの生活支援と一体となった総合的な支援が展開できる体制づくりも必要です。
- 障がいのある人の雇用・就労の場としては、障がいの程度や特性により、「一般就労」と「福祉的就労」があり、「福祉的就労」の場となっている就労支援事業所については、障がいのある人の自立と社会参加に向けた基盤として、仕事を通じて社会参加を進めていくという役割を担っていますが、本人の能力や意向に応じて「福祉的就労」から「一般就労」への移行を促進することが必要です。

施策の方向

障がいのある人が能力を最大限に発揮し、社会に貢献できるよう、その特性に応じ、多様な働き方を可能にする支援の充実を図ります。

具体的施策

- (1) 本市における障がいのある人の雇用の推進
障がいのある人の能力や適性に応じた雇用の場の確保に努めます。また、市有施設における就労訓練事業については、継続して実施します。
- (2) 旭川公共職業安定所との連携
障がい者雇用の未達成事業所の理解を深めるため、旭川公共職業安定所と連携を図りながらPR活動を推進します。
- (3) 職場実習の推進（新）
就職を希望する障がいのある人が、民間企業において職場実習を行う機会の提供に努めます。
- (4) 障害者就業・生活支援センターとの連携
就業面と生活面の支援を併せて行う上川中南部障害者就業・生活支援センターと連携し、就業や日常生活上の問題について、指導及び助言その他の必要な援助を行います。
- (5) 北海道旭川高等支援学校等卒業後の就労に向けた支援（新）
北海道旭川高等支援学校等の卒業生の一般就労促進のため、生徒の学校在学中から、民間企業で職場実習を行う機会を提供します。

2 福祉的就労の底上げ

現状と課題

- 就労移行支援事業所及び就労継続支援事業所で福祉的就労に従事している障がいのある人が増加し続けており、行き場のなかった障がいのある人の日中活動の場が拡大しています。
- 本市では、特に就労継続支援B型事業所の数が増加していますが、各事業所に

においては、サービスの質を担保し、障がいの特性に応じた支援を行うことが求められます。

- 障害者優先調達推進法に基づき、「旭川市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を定め、障害者就労施設等から物品及び役務の調達推進を図っています。

施策の方向

福祉的就労の場は、障がいのある人の働く場、また、日中活動の場として大きな役割を担っていることから、引き続き支援します。

具体的施策

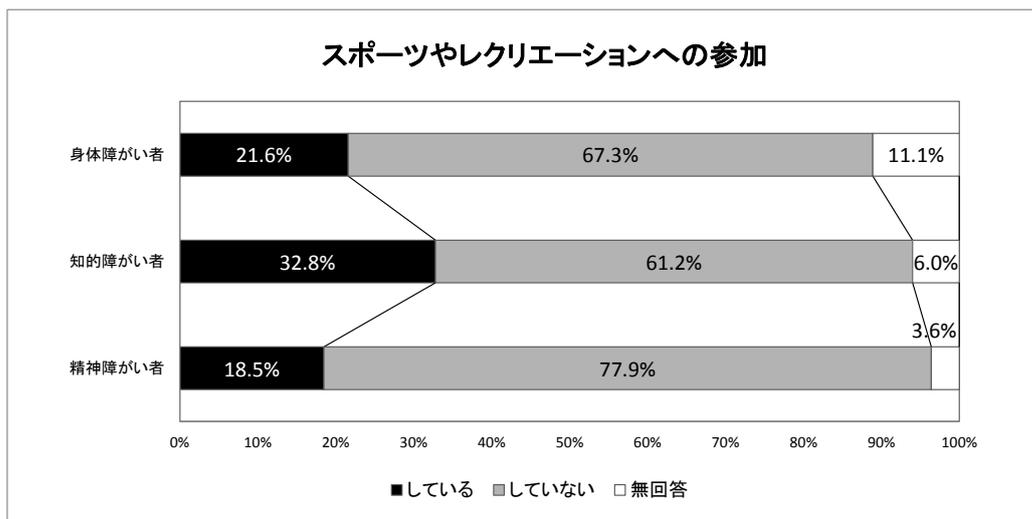
- (1) 業務の委託等の推進（新）
福祉的就労における工賃の向上に寄与するため、市内障害者就労施設等に対する業務の委託・発注に努めます。
- (2) 障害者優先調達推進法に基づく優先調達の推進（新）
毎年度、市内障害者就労施設等から調達可能な物品等に関する情報を集約し、積極的な調達に努めるとともに、市ホームページで調達実績を公表します。
- (3) 一般就労の促進（新）
企業での就労が可能な障がいのある人について、北海道や上川中南部就業・生活支援センター、就労移行支援事業所等と連携しながら、一般就労への移行を促進します。
- (4) 授産製品の販路拡大への支援
市が主催するイベント等において障害者就労施設等の出店を支援するとともに、販路拡大の取組の支援を図ります。

Ⅲ 社会参加

1 障がい者スポーツの振興

現状と課題

- 本市の障がい者スポーツの取組は、昭和 48 年度から身体障害者体育祭（平成 9 年度に障害者スポーツフェスタに改称）を開始し、また、昭和 50 年度に身体障害者球技大会（平成 9 年度に障害者球技大会に改称）を開始し、それぞれ事業の拡充を図ってきました。
現在は、障害者スポーツフェスタや障害者スポーツ記録大会、障害者スポーツ教室を開催するとともに、全道大会参加者への競技サポートなどを実施しています。
- また、市の事業とは別に、競技スポーツから障がいの種類や年齢を問わず楽しめるスポーツまで、様々な種目で障がい者スポーツの活動が行われており、障がい者スポーツ関係機関・諸団体が活発な活動や支援に取り組むことで、広がりを見せています。
- 競技スポーツについては、本市からパラリンピックや障がい者スポーツの世界大会へ出場する選手やメダリストが輩出されるなど、競技レベルの向上や専門性の高まりには著しいものがあります。
- 各種の種目で障がい者スポーツの大会が本市で開催されており、特に障がい者クロスカントリースキーにおいては、アジア初のワールドカップとなる 2015 I P C クロスカントリースキーワールドカップ旭川大会が開催されたほか、ジャパンパラクロスカントリースキー競技大会が 3 度開催されるなどの実績があります。
- 2018 年（平成 30 年）には平昌オリンピック・パラリンピック、2020 年（平成 32 年）には東京オリンピック・パラリンピックと、オリンピック・パラリンピックがアジアで連続して開催されることで、障がい者スポーツについても注目度が高まっています。
- スポーツやレクリエーションに参加することは、社会とのつながりを保つ大きな接点ですが、障害者アンケート調査では、現在スポーツやレクリエーションを「している」人は、身体障がいのある人では 21.6%、知的障がいのある人では 32.8%、精神障がいのある人では 18.5%、「していない」人は、身体障がいのある人では 67.3%、知的障がいのある人では 61.2%、精神障がいのある人では 77.9%となっており、スポーツやレクリエーションをしていない人が多数となっています。



資料：第3次旭川市障害者計画の策定に関する障害者アンケート調査

- このことから、障がい者スポーツをより広く積極的に推進していくためには、障がいの種別を超えて、また、行政の枠に留まらず、民間でも幅広く取り組んでいくことが必要であり、障がいのある人が気軽にスポーツに親しめるよう、周辺環境の整備や障がい者スポーツ指導員の活動の場など、体制の整備を図ることが求められています。

施策の方向

障がい者スポーツを振興するため、障がいのある人が利用しやすい施設の整備や、情報の提供、障がい者スポーツ指導員が活動できる場の拡充を推進します。

具体的施策

- (1) スポーツ施設のバリアフリー化の推進
スポーツ施設の整備に当たっては、利便性向上に配慮し、バリアフリー化を推進します。
- (2) 障がい者スポーツの情報提供等
ライフステージに応じて身近にスポーツに親しみ、社会参加活動の場を広げることができるよう、関係団体と連携した障がい者スポーツ活動の情報提供や、活動の支援を行います。
- (3) 障がい者スポーツ指導員の活動の場の拡充
障がいのある人の健康の維持・増進や生きがいをづくりにつながるよう、障が

いの特性に応じたスポーツ指導を行う障がい者スポーツ指導員の活動の場の拡充に努めます。

- (4) 各種スポーツ大会等への障がいのある人の参加の支援
障がいのある人の全道規模の各種スポーツ大会への参加を支援します。
- (5) スポーツ合宿等の誘致（新）
平昌，東京と続くオリンピック・パラリンピックの開催を見すえて，スポーツ合宿等の誘致を推進します。

2 文化活動の振興

現状と課題

- 文化活動は，障がいの有無にかかわらず様々な人々との幅広い交流が図られるものであり，文化活動を通して地域社会におけるノーマライゼーションの理念の普及を期待することができます。
障がいのある人の製作した作品等は，障がいのある人の生活を豊かにするだけでなく，障がいのない人への理解と関心を高める上で効果があります。
- 旭川市障害者福祉センターおびつたでは，障がいのある人もない人も様々な文化活動に親しめるよう，陶芸室や和室，ギャラリーなどが整備されており，市民の文化活動の場となっています。
- 障がいのある人が文化活動をしようとする際に，様々な要因により自由な活動が制約されることがあります。そのため，ハード，ソフト等あらゆる面において，障がいのある人の文化活動の場を確保するための取組を進める必要があります。

施策の方向

障がいのある人の自立と社会参加を促進するため，障がいのある人による文化活動を支援します。

具体的施策

- (1) 文化施設のバリアフリー化の推進
文化施設の整備に当たっては，障がい者団体等の意見・要望を踏まえてバリアフリー化を推進します。